

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道
福 安 金之助

第2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第3 監査の概要

1 監査の実施期間

令和3年9月16日から令和3年10月14日まで

2 監査の対象とした団体

	対象法人・団体名	所管部課名
指定管理者 (対象施設)	社会福祉法人 みよし市社会福祉協議会 (みよし市障害者福祉センター)	福祉部 福祉課

3 監査の対象とした事項及び範囲

(1) 指定管理期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 対象事項

令和2年度(令和2年2月28日締結)に基本協定を締結した公の施設の指定管理業務に係る出納及びその他の事務の執行

(3) 指定管理費

ア 令和2年度	29,179,700 円
イ 令和3年度	19,100,000 円

4 監査の着眼点及び実施方法

公の施設の指定管理について、団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか、施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか、他の事業との会計区分は明確になっているかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出された資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合、確認するとともに、団体職員から説明を聴き取りするなど実地調査し、監査を実施しました。

第4 監査の結果

みよし市障害者福祉センターは、障害者に対し各種のサービスを提供することにより、社会生活への適応性を高め障害者の福祉の増進を図ることを目的に設置されました。

また、民間事業者を活用し、効果的及び効率的な管理運営を実施するために指定管理者制度を導入し、管理運営を行っています。

監査は、10月14日にみよし市社会福祉協議会において、指定管理者の指定の手続きに関する書類、基本協定書、年度協定書、支払関係書類及び履行確認書類等を確認し実施しました。

公の施設の指定管理者の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について監査を実施した結果、根拠となる条例、基本協定書及び年度協定書に従って、概ね適正に処理されているものと認められました。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われていることを確認しました。

第5 監査意見

みよし市障害者福祉センター指定管理の初年度ということもありますが、当初予定されていた利用状況に至っていないため、今後利用状況が当初の目的に近づくよう、指定管理者、市の担当者として検討をしていただきたい。

また、収支計算報告書において、障害者福祉センター以外にも多くの事業があり、障害者福祉センターに係る支払の確認ができなかったため、みよし市障害者福祉センター相当分が、容易に区分確認できるよう、工夫できないか検討していただきたい。